

くらし金融 きんゆう

vol.17

2011夏号

巻頭インタビュー

生涯女優を続けながら
自分ができる力タチで
社会にも貢献を

女優 竹下景子

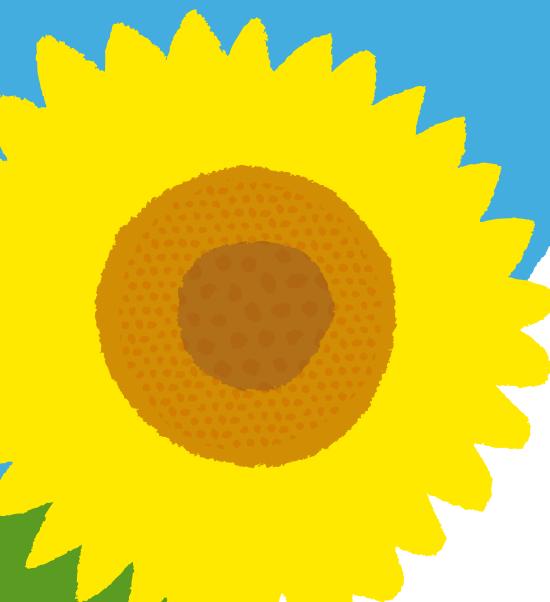
「まさか」に備える
～地震保険とは？～

●そこが知りたい！くらしの金融知識

●連載エッセイ－会計士のやさしいお金のお話－
震災とお金（私の体験）

公認会計士 山田真哉

●知るほどと最前線
震災下の金銭教育



●巻頭インタビュー

2

●そこが知りたい! くらしの金融知識
「まさか」に備える
～地震保険とは?～

6

●連載エッセイ
—会計士のやさしいお金のお話—
(第1回) 震災とお金
(私の体験)

11

●まんが わたしはダマサレナイ!!
リフォーム詐欺

14

●委員団体の活動紹介
日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

17

●震災時のお金のQ&A
●知るばると最前線
<特別報告>
「震災下の金銭教育」

18

20

●金融教育の現場レポート
「総合的な学習」の中の
金融教育

22

●たべもの百面相
豆腐

26

●知るばるとラウンジ
都道府県金融広報委員会 事務局員の活動紹介
金融広報アドバイザーの紹介

28

●にっぽんおかね紀行
江戸の貨幣と暮らし
～統一貨幣のあけぼの～

30

●働く人のライフ&マネープラン
年金について知っておきたいこと

32

●知るばるとカレンダー

33

●おたよりコーナー

34

●都道府県金融広報委員会一覧

35

●しっかり節電。でも快適に過ごそう。

36

竹下景子



女優として10代でデビューし、

50代の今も芸能界の第一線で活躍している竹下景子さん。

「夢を売る商売」といわれる芸能界を代表する

あまり知られていないのですが、竹下景子さんが生きる世界とその素顔を少しのぞかせていただきました。



角川映画配給 2010年公開「レオニー」

「お嫁さんしたい！」から母親へ
日本の芸能界を代表する女優

「お嫁さんしたい！」から母親へ
日本の芸能界を代表する女優

かつて、「お嫁さんにしたいタレントナンバーワン」といわれ、TBS『クイズダービー』（1976年～1992年）では現役女子大生タレントとして登場し一世を風靡。あの『男はつらいよ』シリーズでは傑な主人公の母親役が記憶に新しい、国民的女優・竹下景子さん。同年代なら、その名前を聞いただけで、心ときめく男性も多いだろう。

トだつたと振り返る。

「当時は女子高の演劇部員で、たまたまNHKへ見学に行つたことがきっかけでした。ドラマ用に設定された中学校の生徒役は、他校の生徒とも交流できる楽しい場所で本当に楽しい経験でした。それまで、自分が好きなことをして、それでお金がいただけるとは想像もしていないことでした。何回分かの出演料なのだと思いますが、ある時気付いたら、自分の貯金通帳に8000円が振り込まれていて、本当に驚いたことを今でも覚えていきますね」

女優としてお金を稼ぐ。10代の竹下さんにとって
はまだまだ実感のないなか、大学生になると、竹下
さんが女優を職業として意識せざるをえない時期
が訪れることになる。

仕事と学業の両立て 自分の生きる道を選択

う風格とは少し違う。しかし、多くのファンの期待には違わず、『クイズダービー』で見させてくれた聰明さやユーモアあふれる機転、テレビCMで見せてくれる清楚で優しい“お母さん”のイメージのまま、周囲を明るく笑顔にする温かな雰囲気を持つた向日葵(ひまわり)のような女性である。

その後、大学進学で上京して一人暮らしを始めた竹下さん。1972年当時、実家から5万円の仕送りをもらっていたものの、そこから家賃、光熱費、

デビューは高校生のとき 「好きを仕事に」した憧れの女性像

錢湯代、そして食費。あまり計画的に使うタイプではなく意外に大雑把な性格だそうで、月末には一日に菓子パンひとつと、どう斂し、生活も経験した。

**デビューは高校生のとき
「好きを仕事に」した憧れの女性像**

名古屋出身の竹下さんは高校生時代、NHK名古屋放送局が制作しているドラマ『中学生日記』の前身である『中学生群像』に出演。そこで初めて出演料をうつることで、今でも心に残る仕事の一つ。

一方で、1973年にはNHK銀河テレビ小説『波の塔』で本格デビュー。大学4年生の1976年にはTBSの『クイズダービー』がスタートし、女優だけでなく人気タレントとして活躍の場を広

げていく。

ところが、そうやつて仕事が忙しくなったことで、大学4年生を留年。そこで人生の試練を突きつけられる。

「そのとき、父から電話で『仕送りも学費も出さない』と言われてしまつたんですね。当時は『そんなの厳しすぎる…』とは思いましたが、父としてはそれを機に、ケジメとして私に経済的な自立を促したのだと思います。その代わりに、卒業したら実家へ帰る約束も反故にしましたが、父は、テレビの仕事を始めていた私が選ぶ道に理解を示してくれていたのだと感謝しています」

竹下さんはその後、学費も生活費も自らの力で工面して無事に卒業。学生のうちから特別に恵まれた環境にあつたとはいえ、金銭には代え難い貴重な経験をしたことで、女優・竹下景子の大きな転機になつたことは間違いないだろう。

妻として母として気負わない素顔

「健康な身体でいられたこと、仕事に恵まれたこと。夫には、それは本当に感謝しなければいけないことだとよく言われますね」

写真家の関口照生氏と結婚後も、長男、次男を育てながら女優という仕事を続けてきた竹下さん。傍から見れば羨むようなセレブ生活かと思われそうだが、子どもたちのお小遣いを決めるときには、周囲の「ママ友」のアドバイスを受け、友人と

同等レベルの金額を設定するなど、一般的な金銭感覚で生活するよう心がけてきたという。

「今は学生の息子たちが仕送りで生活をしていません。アルバイトもしているみたいですし、2人とも実家を離れて初めて、お金の大切さを学んでいるところだと思いますね」

子どもの成長を楽しみにしながら、自立への道筋をしつかり示していく。竹下さんは、素顔もこうした優しい母親像を併せ持つているのだ。

社会貢献を通じて お金の価値・命の価値と向き合う

竹下さんの社会貢献活動のなかには、「世界の子どもにワクチンを日本委員会」の「ワクチン大使」というものがある。

「途上国へ行つて驚くのは、貨幣価値と同様に命の価値まで違うのではないかと思えてしまうことです。途上国の女性はたくさん産むけれども、一方でたくさん死んでしまい、そういうことも半ば諦めて

いる現実があります。でも、ワクチン支援によって1歳まで生きられる子どもが増えれば、その後の生存率がグンと高まることが分かっています。子どもたちが健康に育てば、その国の社会にもきっと明るい未来がやつて来るー。そう信じてのワクチン支援活動なんですよ」と竹下さん。

実際に途上国などを訪問し、ワクチンやボランティアの大切さ、女優・竹下景子が活動に携わることにはいい釘でありたい」とおっしゃっていました。確

との発信力や社会貢献度など、「ワクチン大使」としてできることを実感。竹下さんだからこそ実現できるボランティアのあり方を実践中だ。

また、竹下さんは震災支援にも熱心に協力して

おり、阪神・淡路大震災に関しては、被災者から届けられるメッセージを朗読する「詩の朗読と音楽の夕べ」に16年経つた現在も参加。このたびの東日本大地震では、「国民として「胸の痛む想い」を綴つたうえで、現在親善大使を務める国連WFP協会(国連世界食糧計画)を代表し、いち早く復興支援を呼びかけるメッセージを送っている。

竹下さんはほかにも、ドラマ「北の国から」を縁に、自然返還事業や環境教育に取り組む「富良野自然塾」に毎年おもむきインストラクターを務めるなど、ごく自然体で慈善活動に参加する「社会派女優」である面も大きな魅力といえるだろう。

女優として演じることは シンパシーを感じること

テレビや映画制作というのは、素人にはなかなかイメージしづらいが、各シーンをバラバラに撮影していくため、演じる俳優にとつても断片的なシーンの繰り返しであり、完成するまで出来映えはよく分からぬものだという。

「かつて女優の高峰秀子さんは、『スタッフも役者も監督にとつては1本の釘である。監督にとつて自分はいい釘でありたい』とおっしゃっていました。確

かにその通りで、役者は自分の出でていないシーンのことは分かりませんし、監督を信じて台本に沿って演技をするしかありません。でも、その台本には台詞と筋書きは書いてあるけれども、その台詞に込める気持ちは書かれていますから、自分なりの解釈と役作りが必要なんです。私の場合は共演者との芝居のなかで何かが生まれる瞬間があって、自分自身の芝居になっていくのを感じますね。また、舞台は通してお芝居をしますから、舞台に上がれば、何があつても芝居を止めないことだと肝に銘じています」。

『ゲゲゲの女房』の中では、夫役の風間杜夫氏との軽妙な台詞の掛け合いが好評だった。周囲の役者の空気を上手に取り込み、自分の役作りに活かせるのも女優・竹下景子なのだろう。

老後も引退もない 生涯一女優であり続ける

「私の場合は、老後と言つても、線引きをしない限りそのペースは自分で決めていくる有り難い仕事がありますから、あまり欲張らないで、自分に合ったペースで女優を続けていくつもりです」。

10代から女優を始め、幾世代もの役割を引き受けながら、現在50代を迎える、まだまだこの先の活躍も楽しみな竹下さんだ。



竹下景子

インタビュー

逆に役柄から世代をひもといいていける経験ができるのも、様々な人間になってその人生を味わえるのも女優という仕事の面白さ。私はそんな形でずっと社会と関わっていければいいなと思っています」「一生女優で生き続けるためにも、健康を大事にしていきたいという竹下さん。

おおらかな笑顔の下で「たいした苦労なんてしていないんですよ」と一蹴できる、そこが大女優の貫禄であり、竹下景子流の生き方に違いない。芯の通った強さを持つ、誰もが憧れる理想の女性像を見た思いがする。

そこが知りたい!

くらしの金融知識

「まさか」に備える ～地震保険とは？～

私たちはさまざまな保険に入っています。

保険は老いや思わぬ病気、怪我に備えたり損害から暮らしを守るためのものです。

東日本大地震を境に、地震保険の存在がクローズアップされています。

今回は損害保険の中でも「地震保険」を中心に学んでみましょう。

・生命保険・損害保険 ・違いと地震保険

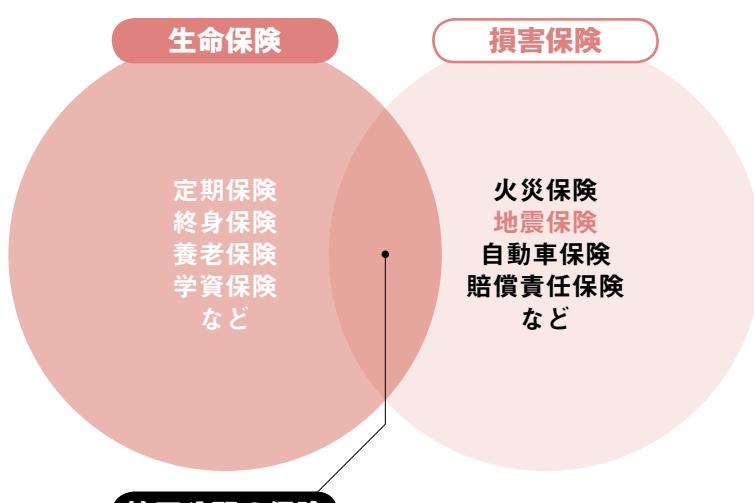
生命保険は人の生死に関して保険金を支払う保険のこと。「ヒト保険」ともいわれます。これに対して損害保険は事故によって実際に被った損害に保険金を支払う保険で「モノ保険」とも呼ばれます。

さらに人の怪我や病気などに備える医療保険やがん保険などは第三分野の保険といい、生命保険会社でも損害保険会社でも取り扱うことができるようになっています。

生命保険はヒトに保険をつけますが、ヒトの体に値段をうけることはできません。ですから、保険契約約定の範囲であれば、生命保険の死亡保障に3000万円加入しようが、500万円加入しようが契約に基づいた金額が一定額で支払われます（定期給付）。

一方、損害保険は主にモノに保険をつけますが、モノは値段の評価をすることができます。損害保険ではモノの評価額以上に保険金が支払われるとはありません。これを認めてしまって、事故などで発生した損害額以上の保険金が支払われることで利益を得る（いわゆる焼け太りする）ことになるからです。損害保険では実際の損害額に基づいた金額が支払われます（実損てん補）。

■生命保険と損害保険



第三分野の保険

医療保険
がん保険
介護保険
傷害保険
所得補償保険
など

[監修]

CFP®、1級FP技能士、宅地建物取引主任者、住宅ローンアドバイザー、2級DCプランナー

平野 敦之 (ひらの・あつし)

保険業界での実務経験を活かして損害保険や生命保険に関する助言のプロフェッショナルとして活動を展開。個人や法人を対象としたリスクマネジメントやファイナンシャルプランニングを行っている。こうした実務のかたわら講演活動、執筆活動も積極的に実施。オフィス秀利&コンサルティングネットワークス(株)取締役。

地震保険の付帯率・加入率

地震保険は1964年6月の新潟地震を契機に政府と損害保険業界で検討が始まりました。その後1966年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、同年6月にこの法律に基づいて家計地震保険の制度が始まりました。

地震保険の加入状況を見てみると全国平均の世帯加入率は23.0%、火災保険への付帯率は46.5%となっています(2009年度末)。

世帯加入率とは年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で割ったものをいい、付帯率は当該年度に契約された火災保険に地震保険が付帯されている割合を指します。この数字には各種共済(JA共済、全労済、都道府県民共済等)が入っていませんから、実際に地震災害の備えをしている人の割合はもっと多いと考えていいでしょう。

1994年度末の全国平均の地震保険・世帯加入率は9.0%でしたが、阪神淡路大震災以降、地震保険の世帯加入率は緩やかに上昇してきています。ただ、地域によって地震保険の世帯加入率・付帯率にバラつきがあります。

■地震保険の付帯(セット)率および世帯加入率(2009年度末)

都道府県	火災保険への付帯率	世帯加入率	都道府県	火災保険への付帯率	世帯加入率
北海道	43.8	19.4	滋賀	42.3	19.4
青森	46.1	14.5	京都	36.6	19.6
岩手	42.2	12.3	大阪	45.6	24.4
宮城	66.9	32.5	兵庫	38.7	18.4
秋田	47.8	12.0	奈良	46.9	21.3
山形	39.9	12.1	和歌山	47.8	19.6
福島	39.0	14.1	鳥取	48.2	16.8
茨城	41.5	18.7	島根	40.6	11.2
栃木	39.0	16.7	岡山	39.3	16.2
群馬	32.7	12.2	広島	55.1	24.2
埼玉	43.5	23.3	山口	44.6	17.4
千葉	43.9	26.9	徳島	60.4	22.1
東京	44.3	30.0	香川	50.4	23.4
神奈川	46.6	28.3	愛媛	49.8	18.4
新潟	48.9	16.2	高知	75.4	21.0
富山	36.0	13.7	福岡	50.7	26.1
石川	40.8	18.9	佐賀	34.4	13.5
福井	40.4	17.6	長崎	29.5	10.2
山梨	51.5	23.8	熊本	48.2	22.2
長野	33.9	12.1	大分	46.7	16.8
岐阜	61.3	26.6	宮崎	61.5	19.3
静岡	51.5	24.4	鹿児島	61.5	20.2
愛知	64.2	34.5	沖縄	38.6	9.5
三重	57.5	23.9	全国	46.5	23.0

(注) 1.火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。

2.世帯加入率は、地震保険の契約件数(2009年度末現在)を住民基本台帳に基づく世帯数(2009年度末現在)で除した数値。

(出典) 損害保険料率算出機構

● 地震保険の補償対象

地震保険は、政府が再保険(保険会社が保険金の支払い責任の一部を他に負わせる仕組み)を引き受けている官民一体の保険制度です。これは地震のようにいつどこでどの程度の大きさで発生するかわからず、一度発生すれば巨額の損失をもたらすおそれのある災害への補償においては、加入者がお互いに支え合うという保険本来の制度が成り立ちにくいためでもあります。このように地震災害は民間の保険会社だけでは制度を維持しにくいため政府が関与しています。

地震保険の補償対象は、地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損害になります。地震が原因で発生した地滑りや崖崩れ、堤防の決壊や浸水、火災などは、火災保険からは保険金が支払われません。また、地震保険単独では加入することができないため、火災保険にセットして契約します。初めは火災保険だけ契約し、途中から追加で地震保険に加入することも可能ですが、既に地震保険に加入している場合でも規定されている範囲内であれば保険金額を増額することができます。

● 地震保険の保険料

地震保険の保険料は、建物の構造とその建物の所在地によって決

なお、地震保険の対象となるのは居住用建物(専用住宅または店舗や事務所などの併用住宅)やそれに収容されている家財です。家財には有価証券や預貯金証書、1個または1組の価額が30万円超の貴金属、宝石、書画、骨董、美術品などを含んでいません。また店舗や事務所のみの用途の建物やこれに収容される家財、あるいは商品や設備什器などは地震保険の目的とすることはできません。契約できる金額は火災保険の契約金額の30%~50%の間で契約者が任意に設定しますが、建物5000万円、家財1000万円という上限額が設けられています。例えば火災保険の契約金額が建物2000万円、家財1000万円である場合、地震保険は建物600万円~1000万円、家財300万円~500万円の間で契約します。補償を手厚くするなら50%の上限まで契約する方がいいでしょうし、保険料の負担が重いなら下限の30%で契約するのも方法です。

■地震保険の地域ごとの保険料（保険金額100万円あたり、保険期間1年の場合）

等 地	イ構造	口構造	経過措置料率	県別所在地
1等地	500円	1,000円	650円	岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
2等地	650円	1,270円	840円	北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、大分県、宮崎県、沖縄県
3等地	650円	1,560円	840円	香川県
	910円	1,880円	1,180円	茨城県、山梨県、愛媛県
	1,050円	1,880円	1,360円	埼玉県、大阪府
4等地	910円	2,150円	1,180円	徳島県、高知県
	1,690円	3,060円	2,190円	千葉県、愛知県、三重県、和歌山県
	1,690円	3,130円	2,190円	東京都、神奈川県、静岡県

※経過措置料率は火災保険構造級別の簡素化に伴い、保険料が大幅な値上げになる場合の当面の間の措置

※イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等、口構造：イ構造以外

ります。建物構造区分はイ構造と口構造の2区分、所在地区分は1等地から4等地の4区分になります。地震保険は建物があるか、どんな構造なのかによつて保険料が大きく変わります。例えば、左表の口構造をみてみ

- る、全国で最も地震保険料の安い1等地の口構造は100万円当たり1,000円です。これに対し東京都・神奈川県・静岡県の口構造は3,130円で、最大で約3倍程度地震保険料が違うことが分かります。また同じ1等地でもイ構造と口構造では保険料は約2倍の差があります。このように建物の構造と所在地によって地震保険料の負担は大きく変わってきます。
- ただし地震保険料は各損害保険会社で同様です。加入する損害保険会社によつて地震保険料や補償内容が異なることはありません。
- 地震保険は長くても5年までしか契約することができます。仮に火災保険が30年間一括払いの長期契約であった場合、地震保険は5年あるいは1年毎の自動継続になります。このように主契約である火災保険が長期契約の場合であつても前述のように途中から地震保険に加入することができます。
- ④耐震診断割引（割引率10%）と

いう4つの割引制度があります。適用される割引によって10%～30%の割引を受けることができます。割引制度は複数あります。これらの4つを重複して適用することはできません。

火災保険料と地震保険料の合計が契約する保険の保険料となりますが、地震保険の割引制度は地震保険料部分にのみ適用になります。

これらの割引制度のいずれかに該当する場合、適用されるためには所定の書類の提出が必要です。書類の提出がない場合には割引が適用されませんので注意しましょう。例えば建築年割引は1981年6月1日以降に新築されていれば対象になりますが、これを確認するため登記簿謄本などの写しが必要になります。

地震保険の保険料には、①建築年割引（割引率10%）、②耐震等級割引（割引率10%～30%）、③免震建築物割引（割引率30%）、

地
震
保
険
の
保
険
金
の
支
払
い
は
全
損
、
半
損
、
一
部
損
3
段
階
の
み

地
震
保
険
の
保
険
金
は
「
全
損
」
、
「
半
損
」
、
「
部
損
」
と
い
う
3
つ
の
基
準
に
當
て
は
め
て
支
払
わ
れ
ま
す
。

建
築
年
割
引
（
割
引
率
10
%
～
30
%
）、
耐
震
等

地
震
保
険
の
保
険
金
の
支
払
い
は
全
損
、
半
損
、
一
部
損
3
段
階
の
み

地
震
保
険
の
保
険
金
は
「
全
損
」
、
「
半
損
」
、
「
部
損
」
と
い
う
3
つ
の
基
準
に
當
て
は
め
て
支
払
わ
れ
ま
す
。

地震保険料控除とは？地震保険料控除額

地震保険の契約をして支払った保険料は、1年間（1/1～12/31）に支払った金額をその年の所得から控除することができます。これを地震保険料控除といい、生命保険料控除と同じく所得控除の一つです。この地震保険料控除によって課税される所得が少なくなり、結果として所得税や住民税が安くなります。

所得税では2007年1月以降の支払い保険料から控除対象となっていますが、当然地震保険への加入がないと適用されません。この制度ができる以前の損害保険料控除では適用対象となる保険の種類が多かったわりに、所得控除

の対象となる金額が少なめでした（所得税では長期契約に該当する場合で最大15,000円、住民税では10,000円）。改正後、対象となる保険が原則地震保険だけになりましたが、控除される金額が多くなりました。

地震保険料控除限度額は、①所得税が年間払込保険料全額（上限50,000円）、②住民税が年間払込保険料の1/2（上限25,000円）となっています。地震保険に加入すると保険料負担が増えますが、地震保険料控除が創設されたことで以前より地震保険に加入しやすくなっています。

財
は
時
価
の
30
%
～
80
%
未
満
の
損
害
が
時
価
の
3
%
以
上
等
、

建
物
で
あ
れ
ば
主
要
構
造
部
の
損
害
が
時
価
の
3
%
以
上
等
、

「まさか」に備える

～地震保険とは？～

■なぜ地震保険の支払いは 火災保険と違うのか

ただし実際に被災した場合には、保険会社に連絡して損害確認をしてもらうようにしましょう。軽微な損害だと思っても自分が気づかない損害があつて地震保険金が支払われることもあります。損害確認をする鑑定人と契約者の見る視点は異なる場合がありますからまづ連絡して相談してみることが必要です。

地震災害では、広域に渡って多くの人が同時に損害を被ります。細かい基準で1件ずつ損害状況の確認をしていたら保険金の支払いが滞ってしまいます。火災保険の場合には損害を受けたら保険金を使つて壊れたところを修復して元に戻す、あるいは保険金で元の建物を買い直すという前提があります。そのため損害確認は実際に損害がどのくらいあつたか綿密に確認した上で、契約額を上限に保険金が支払われます。地震保険制度の場合は、被災者の生活の安定に寄与することを目的にしており、公平かつ迅速に保険金の支払いをするために支払い基準を3段階のみにしています。

●**加入了に当たつてのポイント**

●**地震保険の加入了に当たつての考え方**

地震災害では、広域に渡って多くの人が同時に損害を被ります。細かい基準で1件ずつ損害状況の確認をしていたら保険金の支払いが滞ってしまいます。火災保険の場合には損害を受けたら保険金を使つて壊れたところを修復して元に戻す、あるいは保険金で元の建物を買い直すという前提があります。そのため損害確認は実際に損害がどのくらいあつたか綿密に確認した上で、契約額を上限に保険金が支払われます。地震保険制度の場合は、被災者の生活の安定に寄与することを目的にしており、公平かつ迅速に保険金の支払いをするために支払い基準を3段階のみにしています。

■地震保険の支払金額

損害の程度	保険金の支払い割合	損害の状態
全損	保険金額の100% (時価が限度)	建物：主要構造部の損害が建物の時価の50%以上の場合等 家財：時価の80%以上の損害
半損	保険金額の50% (時価の50%が限度)	建物：主要構造部の損害が建物の時価の20%以上50%未満の場合等 家財：時価の30%以上80%未満の損害
一部損	保険金額の5% (時価の5%が限度)	建物：主要構造部の損害が建物の時価の3%以上20%未満の場合等 家財：時価の10%以上30%未満の損害

それぞれが違う被災状況と 建て直しの費用

内閣府によって平成20年度に被災者生活再建支援法調査が実施されました。この調査は平成19年の石川県能登半島沖地震、新潟県中越沖地震、その他台風で被災した人2,374世帯(その他台風で被災した人は60世帯)を対象としたものです。

この調査によると住宅の建設・購入、補修・賃借するために支出した経費(予定含む)の合計金額について、2,000万円以上と回答した人の割合は50.0%、1,000万円~2,000万円未満と回答した人は23.2%となっています。このように半数の人が2,000万円以上負担したと回答しています。

また住宅再建の経費以外に生活に必要な経費に支出した合計金額(予定含む)は201万円以上と回答した人が22.8%、101万円~200万円と回答した人が21.5%、51万円~100万円と回答した人が21.2%となっています。

被災した際に仕事(収入源)はどうなるか、住宅ローンなど借入はあるか、現在の預貯金の状況など生活を立て直す際のお金の事情は人それぞれ違います。単に家を買い直すということだけではなく、家庭や仕事など生活全体のお金の問題を考える視点が必要です。

保険は、火災保険のように支払われる保険金で被害を被った建物や家財を再購入して元に戻すためのものではなく、前述のとおり被災後的生活再建の足掛かりを目的にしています。

地震保険の加入を検討するに当たり、まずは地震保険の根幹にあるこの考え方—生活安定のためのものであること—を理解することが重要です。(ここが分かっていないと補償が火災保険の50%までということについて納得がいかないでしょ)

●**公的な支援制度**

地震災害で被災した際には公的な支援制度があります。その二つが被災者生活再建支援制度です。この制度で最大300万円(基礎支援金100万円、加算支援金

●被災者生活再建支援金の支払額

(世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額の3/4)

●住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

●住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200万円(または100万円)

200万円)の支給額を受けることができます。住宅の被害状況や被災後の住宅の再建方法、また世帯人数によって受け取ることでされる金額は変わってきます。持家の有無や世帯人数などを踏まえ、仮

震災とお金（私の体験）

今号から装いもあらたに、公認会計士であり作家としても活躍されている山田真哉さんの連載エッセイが始まります。

今回は、ご自身も被災された阪神・淡路大震災での体験をもとに、

それぞれが有事に備えつ生活を続けていくためにはどんな経済的な視点が必要なのか、またそのためのヒントは何か、等についてお話ししていただきます。

この度の東日本大震災により、被害を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、第1回のテーマは「震災とお金」である。大変な時にお金の話なんて不謹慎な、とお思いの方もいらっしゃるかもしれない。しかし、復興に当たつて必要なものの一つは、まさしくお金である。これは今回の震災に限つた話ではない。日本中、いや世界中のどこにいても天災は発生する。そうした有事の際に人はお金とどう向き合えばいいのか、普段から考えておかなければならぬと思う。

私の場合、16年前に「震災とお金」について、深く考える機会があった。というのも、1995年1月、阪神・淡路大震災において、当時高校三年

生だった私の自宅（実家）が全壊したからである。

もちろん、16年前の震災と、今回の震災とを同列に語ることはできないのだが、その時の経験をもとにお話をしたい。

震災直後は当然、お金のことは考えられない。自分の命を守ることや、家族の安否を確認することで精一杯だからである。そして、避難所に行くにせよ、知人の家に避難するにせよ、お金が必要になる機会も少ない。お金がなくても配給はもらえるし、お金があつたとしても配給がたくさんもらえるわけではないからだ。

私も神戸の自宅が全壊した後は、無事だった親戚の家を転々とし、各地の避難所を回つて物資を確保したが、お金のことは一切考えていなかった。高校生だったから、ということもあるだろうが、家庭の経済状態について思いを巡らすことは皆無だった。

山田 真哉 やまだ・しんや

公認会計士。1976年神戸市生まれ。大阪大学卒業。高3の時、阪神大震災に遭い自宅が全壊。その後、大阪大学文学部日本史専攻に進む。予備校講師として予備校に入社後、会計・法律・経営などを猛勉強し公認会計士二次試験に合格。

中央青山監査法人（当時）／プライスウォーターハウスクーパースに勤務。会計士補広報委員長を2年間務める。元・厚生労働省「雇用・能力開発機構のあり方検討会」委員、東京都「都立図書館評議会」委員。

04年、公認会計士三次試験に合格後、独立して公認会計士山田真哉事務所を開設。05年、『さおだけ屋はなぜ潰れないのか？』を出版。7ヶ月でミリオンセラーを達成。現在、160万部突破。



震災から半月後、我々家族はバラバラに生活することになる。両親は、神戸市郊外の伯父の家に、妹は学校に通うため自宅近くの従兄弟の家に、私は大阪の予備校が無料で開放してくれた学生寮に住むことができたのだ。特に、私が住む学生寮は家賃だけでなく、三食も無料で提供してくれたので、ここでもお金のことは考える必要がなかった。

考えが及ばなかつた借金

私がお金のことを考えるようになったのは、震災から2ヶ月後のことである。家族がバラバラで暮らしが続けることも、そして親戚の家にずっとお世話をなり続けるのも問題だと思い始めた両親が、家探しをスタートさせたのだ。

もちろん、最初は無料である仮設住宅への入居を希望していた。しかし、仮設住宅にはいつ入れるのか予想もつかない。さらに幼児や高齢者がいる世帯の入居が優先だったため、我が家は1年ぐらい待たされるかもしれない。こうした点も踏まえ、両親は仮設住宅への入居を断念した。

また、全国の自治体による、公営住宅への無料入居の募集もあった。しかし、父親の仕事を考慮すると、神戸の通勤圏から離れるのは難しかった。

こうした理由から、両親は民間マンションを探す決断をした。

当時の私は、「震災に必要なお金は全壊した自宅

の再建費用ぐらいだ」と思っていた。そのため、当面の住まいとなるマンションを借りるための敷金や礼金、そして月々の家賃などの費用が発生するとは全く考えていないかった。今振り返ってみれば、こうした費用が必要なのは当たり前のことだが、この時は、ただただ非常に驚いたことを覚えている。

その後、神戸から西に電車で30分離れた加古川という町でマンションが見つかり、ここに1年ほど住むことになる。ちょうど希望の物件が見つかってよかつたのだが、ここで賃貸費用は総額150万円ほどかかっている。

無論、お金がかかつたのは家賃だけではない。家具道具を買い揃える必要もあるし、慣れない土地で食品を安く調達するすべも知らない。そして、妹は神戸、私は遠く大阪にある大学まで通う交通費も発生する。これらを考えると、追加費用が総額で100万円はかかった。

さて、避難先の加古川に移つて、我が家は、ようやく全壊した自宅の再建に取り掛かることができた。

自宅は、土地も建物も父親の名義で、住宅ローンもちょうど返し終わつたばかりだった。そのおかげで、二重ローンだけは避けることができた。(な

お、当時は私の親戚を含め、多くの勤労世帯が二重ローンを抱えることになつた)

とはいっても、我が家も到底自己資金だけでは足りなかつた。先述した家財道具の買い替えなどの負担もあり、自己資金は底を尽きていたのである。

連載エッセイ 会計士のやさしいお金のお話 ¥ 震災とお金 (私の体験)

第1回

少し距離をおいて 平時と有事を考えてみる

あらためて整理すると、自宅全壊後の対応として、両親には3つの選択肢があつた。

- 1 新たに民間のマンションを借りる。
- 2 避難所や親戚の家を転々として、仮設住宅や近くの公営住宅が当たるまで待つ。
- 3 土地を売った資金で、新たに家を買う、もしくは賃貸物件に住む。

いま思い返すと、「3」の土地を売るという選択肢もあつたのかもしれない。しかし、それをしなかつた、いや、できなかつたのは、地元への愛着以上に、震災で被害の大きかつた地域の土地はなかなか売れない、という事情もあつたのだろう。

結局、両親が選択したのは、「1」のマンションを借りる、であった。

実はこの選択に対し、当時の私はちょっと怒つて

我が家は昔から贅沢なことは一切せず、世間に比べかなり節約をしていたので、貯金はそれなりにあつたはずだ。にもかかわらず、突然借金を背負うことになつたのだ——これは当時の私にとって、かなりショックな出来事だった。これが震災なのだ、と心底、恐ろしくなつた。

結局、再建には総額で、約1,250万円がかかっている。

いた。これまでずっと節約を強いる家庭だったのに、なぜここでお金を惜しみもなく使うのかと。なぜボリシーを変えるのかと。

平常時と非常時で、お金の使い方は変わるのだ。

両親は、平常時では節約を優先したお金の使い方だったのが、非常時では家族を守ることを優先した使い方に変えたのだ。

そもそもお金の使い方はずっと不变ではなく、また、ふらふらと変えるものでもない。平常時と非常に時に分けて考える。そして、非常時には平常時の考え方をあつさりと捨てるこそが大事なのだ。

あなたが、有事の際のシミュレーションをする時には、この平常時と非常時のお金との向き合いからの違いを考えてほしい。

私もこの16年間、阪神・淡路大震災のことは片時も忘れたことはないが、震災時のお金のことは、正直すっかり忘れていた。だから、こうして原稿を書きながら、我が家（および我が会社）の震災時のお金対策を慌てて立てているところである。

教訓は活かし続けること

最後に、私が自分の体験から学んだ4つの教訓について、記しておく。あくまでも震災の発生を前提にした個人的な考え方であることを、ご留意いただきたい。

①近くの他人も大事だが、遠くの親戚も大事

近所付き合いがあつたほうが、避難の際はなにかとやりやすい。しかし、それ以上に遠くの親戚とも仲良くしていたほうがいい。いざという時の避難先になるし、物資の調達もお願いできる（親戚が同じ地域に多い場合、全員が被災者になる可能性もある）。遠くの友人も同様に貴重な存在である。

②家は簡単に無くなるが、土地は残る

どんなに免震構造を施しても地盤が悪い、隣の

ビルが倒れてきた、などの理由で、家は壊れる時はあつさりと壊れるというのが、私の実感だ。一方、土地は地盤沈下などがない限り財産として残る。先行き、持ち家を考えておられる方は、土地を購入する際、地盤調査やハザードマップ（自然災害を予測した地図）をしっかりと確認しておきたい。

③有事に住める当てを探しておく

分譲マンションが被災した場合、再建に向けた話し合いでもめて、元通り住めるようになるまで時間がかかるケースをいくつも見てきた。再建までに長期間かかっても大丈夫なように、実家や親戚の家など有事に一定期間住める当てを探しておいたほうがいい。

④「備え」として義援金は當てにしない

阪神・淡路大震災でも多くの義援金が集まり、我が家が頂戴したのは約50万円である。義援金を出して下さった方々のお気持ちは本当にありがたく、辛い生活の中で心の支えになった。ただ、現実問題として、家を再建するまでにかかった総額で1250万円以上の支出に比べると、とてもそれをカバーできる金額ではなかった。大災害の場合は、義援金も多く集まるが被災者も多いので、一人が受け取る金額は、生活再建のために必要な費用に比べて小さくなるのも仕方がない。支給される金額がいくらになるかはケースバイケースで様々だろうが、これから「備え」としては、義援金を最初から当てにはしないほうが健全な考え方である。

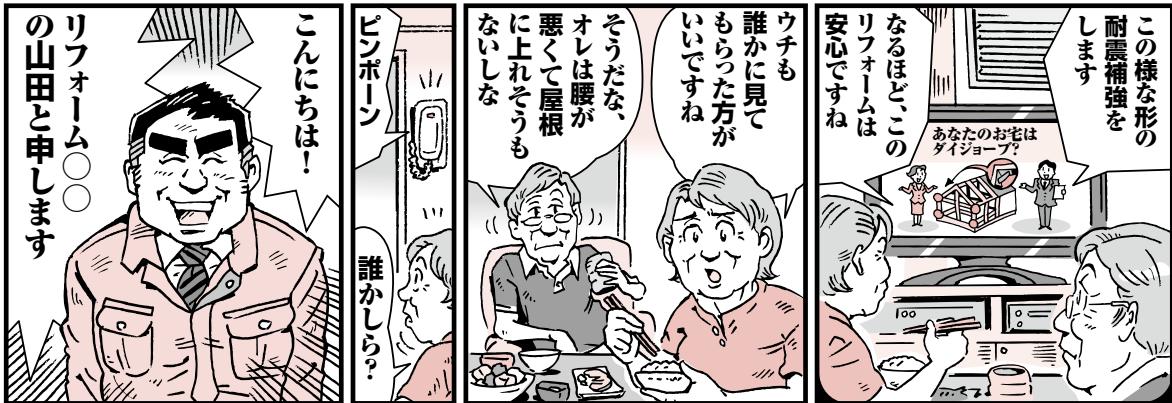
わたしは ダマサレナイ!!

第13話 リフォーム詐欺

●監修 樋山 昌子 (ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。
なぜだまされてしまうのか?
ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。
「私だけは大丈夫!」
なんて甘く考へてはいませんか?
実はそう考へてはいませんか?
被害に遭いやすいのです。



建設業許可をチェック
現在被災が多いケースは、被害者が高齢で軒家にお住まいの場合です。高齢者が狙われるポイントはいくつかあります。よくある手口が屋根や床下などお年寄りが見てまわるには少々危険で、目が届かないところに損傷があると指摘すること。専門知識がないと判断ができないような個所について、いいかげんな修繕アドバイスを行い、リフォームを勧めます。大震災のあとだけに、我が家は大丈夫だろうかという消費者の漠然とした不安につけています。

500万円以上の見積もりでは
悪質業者は「瓦がズレている」「床下のズレは耐震補強をしたほうがよい」など大仰に騒ぎ立て、「雨が降つたら困りますよ」「次に来るかもしれない地震に耐えられない」と修理の必要性をもつともらしく並べ立て、不安感をあおるでしょう。マンガでは

ポイント1

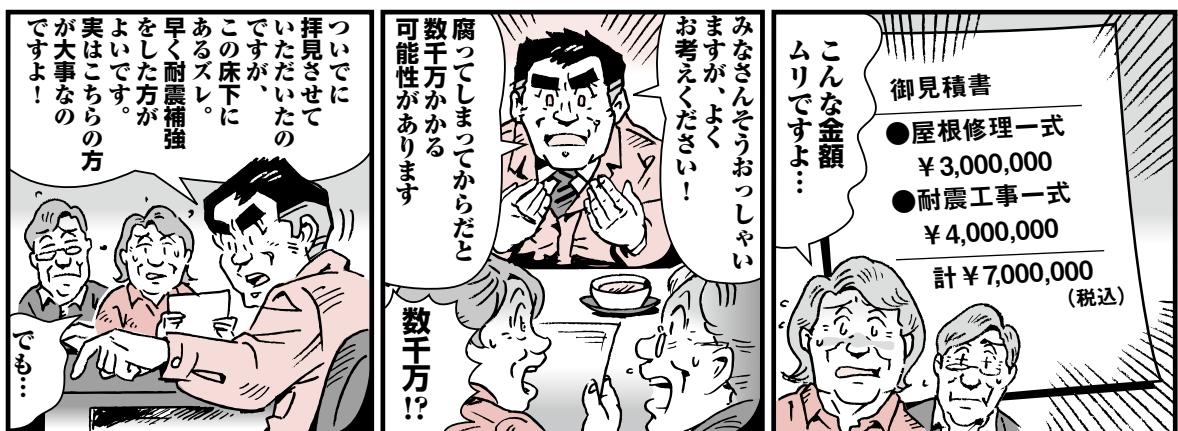
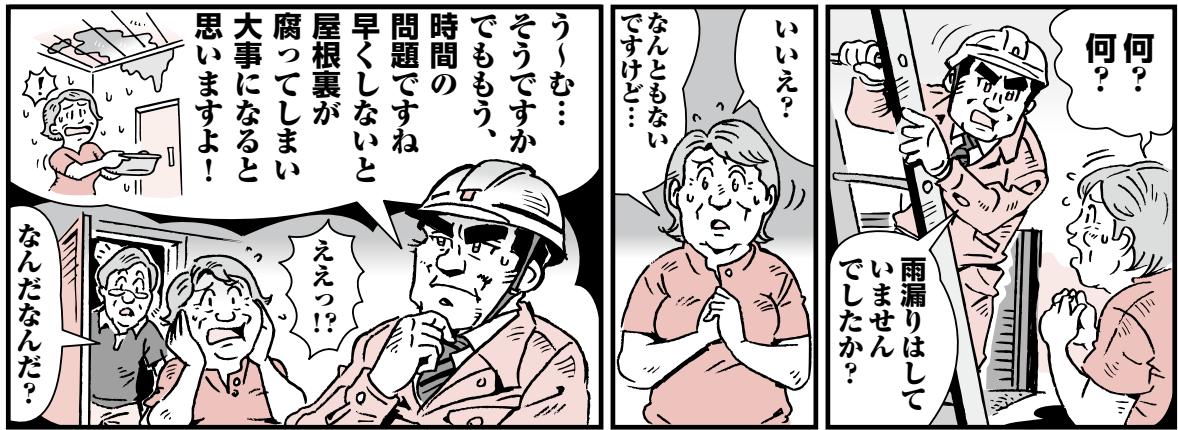
「調査は無料」と親切を装い高齢者宅を訪問

現在被災が多いケースは、被害者が高齢で軒家にお住まいの場合です。

高齢者が狙われるポイントはいくつかあります。よくある手口が屋根や床下などお年寄りが見てまわるには少々危険で、目が届かないところに損傷があると指摘すること。専門知識がないと判断ができないような個所について、いいかげんな修繕アドバイスを行い、リフォームを勧めます。大震災のあとだけに、

不必要な修理によつて高額請求

大震災後、瓦のズレや壁のヒビなど、住まいに異常がないかの点検や耐震性などについて関心が高まっています。そんな中、リフォーム業者を装つて必要な修理を勧めて手抜き工事を行つたり、実際に修理をしていないにもかかわらず修理費用を請求したりする「リフォーム詐欺」が増えています。被害額も1000万円近くの高額となる場合もあり、年金生活を送る高齢者などが被害にあった場合、生活資金の貯蓄を取崩してしまったり、非常に深刻なケースも発生しています。



年金生活者を狙つた悪質な手口

高額なリフォーム費用を賄うためには、ローンを組む必要が出てくる場合もあるでしょう。しかし、年金生活者の場合、ローンを組むことが非常に困難です。このため、老後の蓄えを崩すことになります。悪質業者は銀行までついていき、親切を装つて現金を引き出させる卑劣な手口を用います。高齢者自身はもちろんですが、離れて暮らす高齢の親がいらっしゃる方も十分に気をつけよう。

ポイント4

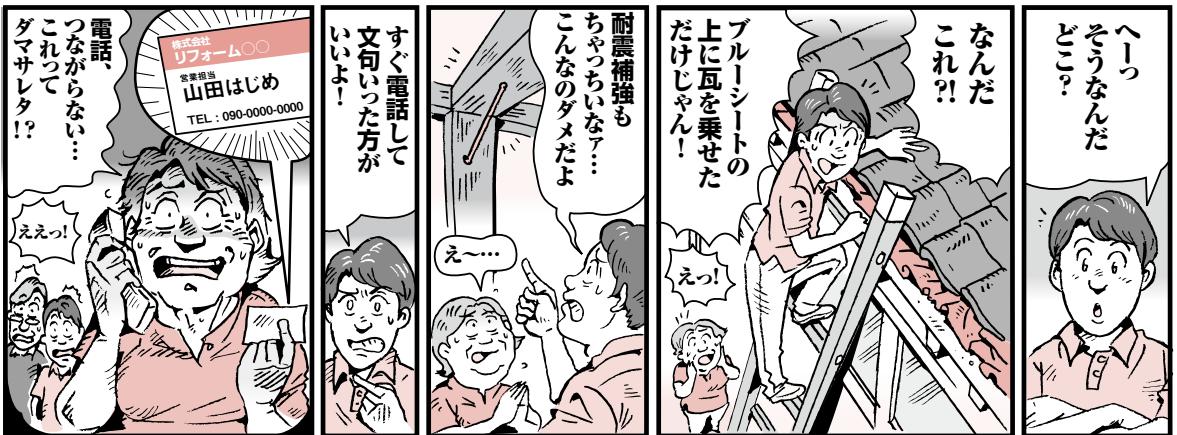
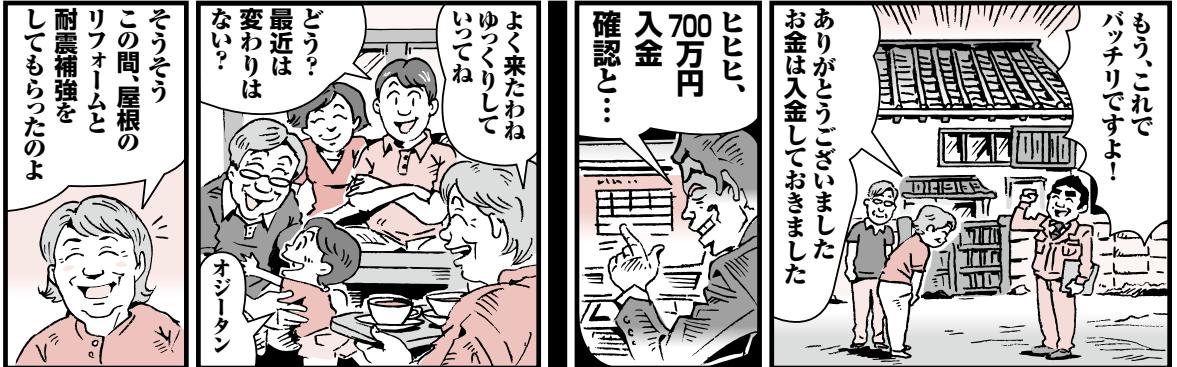
訪問販売のリフォーム請け負いには契約書が必要

マンガでは、大雑把な見積書を渡していくますが、この見積書だけでは特定商取引法違反になります。訪問販売で契約する場合には事業者の名称や住所、商品やサービスの種類や対価、クーリングオフできることなど契約の内容を明らかにした書面を交付しなければなりません。もし、訪問販売でリフォーム契約をしたのに、書面を交付されないなどの場合は、法令違反があるのですから、信用できる業者とは言えないでしょう。この場合はクリンゴオフしましょう。

ポイント3

訪問販売のリフォーム請け負いには

700万円の見積りを提示していますが、現在は、500万円以上の仕事を受注する場合などには建設業者としての許可が必要です。高額見積りの場合には相手が建設業の許可を受けているが、チェックしましょう。一方、(工事金額が500万円未満の場合でも)訪問販売でリフォーム契約する場合、業者は契約内容を明らかにした書面を契約の申込み・締結時に交付する義務があります。



この物語はフィクションです

ポイント5
実際は直っていない、効果がない。
必要なあります。
そして連絡も取れなくなる。

法は、家族に相談することはもちろん、建築士に相談したり、見積りの内容について中立的な立場から相談に乗ってくれる公的な窓口を利用するのです。代金を支払った後にいい加減なリフォームだと気づいたとしても、その祭りです。悪質業者は、ひとつの仕事が終わった後にはまともに対応しませんし、払った金額を返金させることは並大抵ではありません。業者と連絡がつかなくなることや会社の連絡先が担当者の携帯電話だけの場合も多くあります。高額なリフォームの場合、悪質業者に騙されないよう十分に留意することはもちろんのこと、必要な書類や契約書の提出を求め、家族や建築士、公的な相談窓口など第三者と検討しながら依頼する必要があります。また複数の業者に見積もりを取ることをお勧めします。

- **詳しい情報やご相談**
- 全国消費生活センター
<http://www.kokusengyo.jp/map/index.html>
 - 住まいのダイヤル・財・住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「リフォーム見積チエックサービス」
<http://www.chord.or.jp/>

委員団体の活動紹介

日本
ファイナンシャル・
プランナーズ協会

パーソナルファイナンス教育を推進。 このたび災害対策ガイドブックを 改訂しました。

東日本大震災により被害を受けられた皆さんに謹んでお見舞い申し上げます。また一日も早い平穏と復興を心よりお祈り申し上げます。

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下、「日本FP協会」）は、ファイナンシャル・プランニングの普及活動及びその担い手であるファイナンシャル・プランナーの養成・認証を通して、社会全体の利益の増進に寄与するNPO法人です。創立以来、多くのFP（ファイナンシャル・プランナー）を輩出しておりました。現在の個人会員数は18万人を越えています。平成21年3月には金融広報中央委員会に加入し、各地の金融広報委員会とも連携しながら、昨年は「くらしとおかね講演会」を共催するなどの活動も行いました。

日本FP協会では、パーソナルファイナンス教育（金融経済教育）の推進により国民の金融リテラシーを向上させるための基礎として、世代別及びライフスタイル別に必

要と思われる習得項目を整理した「パーソナルファイナンス教育スタンダード」を作成しました。生涯生活設計（ライフプラン）を念頭に、学校段階からシニア世代までを対象としている点に特徴があります。これに基づき、高校生やシニアに加えて、現在は大学生を対象としたテキストや冊子を完成させ、その普及に力を入れています。

また、全国の50支部が開催する「FPフォーラム」（セミナー・相談会）、「FP広報センター」での電話相談、高等学校にはFPによる派遣授業なども無料で行っています。

阪神淡路大震災で培ったFPのノウハウも活かして災害対策ガイドブックも刊行しました。損害保険の加入など事前にできる災害対策をはじめ、罹災時の公的支援や住宅ローン等の対応をコンパクトにまとめた内容となっています。今般の東日本大震災を受け改訂し、協会のホームページから無料でダウンロードしてどなたでもご利用できます。



パーソナルファイナンス教育シンポジウム

ようにはいたしました。また、東日本大震災に関する国や公的機関によるライフプラン支援策の情報提供や、会員のFP資格者による無料相談等の実施を通じて、被災された皆様の生活再建の支援に協力しています。

日本FP協会では、今後も、金融広報中央委員会をはじめ、関連団体の皆様と連携し、パーソナルファイナンス教育を推進していきたいと考えております。

Q10 災害により申告・納税などを期限までにできません。どうしたらよいでしょうか。

A 住所・所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由の止んだ日から2カ月以内の範囲でその期限が延長されます。

Q11 避難先にいるため、納税地の税務署に行くことができません。どうすればよいでしょうか。

A 納税地を所轄する税務署の管轄外に避難されている方の国税に関するご相談等には最寄りの税務署が対応しています。納税証明書交付の申請書も最寄りの税務署で受け付けています（なお、納税証明書の交付まで多少の日数がかかる場合があります）。

Q12 「還付金があるので現金自動預け払い機（ATM）へ」といった電話がかかってきたのですが。

A 税務署職員を装った「振り込め詐欺」による被害が発生していますので、十分ご注意ください。税務署や国税局では、還付金受け取りのために金融機関等のATMの操作を求めるはありません。また、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求ることはありません。

Q13 震災に関する内容を思わせるタイトルのメールが届きました。その中に掲載されているアドレスをクリックしたところ、有料サイトに誘導されました。どうすればよいでしょうか。

A 心当たりのないメールの開封やその中のアドレスをクリックする際は、震災に関する内容でもよく考えてから行ってください。不審に思った場合や被害にあったときは、最寄りの消費生活センターなどに相談してください。

Q14 津波でお金が傷んでしまいました。交換してもらえますか。

A 汚れたり傷んだりした銀行券・貨幣の引換えについては、日本銀行の本支店で取り扱っています。

Q15 被災後の生活再建に「罹災（りさい）証明書」が重要と聞いたのですが。

A 「罹災証明書」は、各地方自治体（市区町村）が発行するもので、義援金の受け取りを始め各種支援を受けるために必要です。被害状況が分かる証拠の写真を添えて自治体の窓口に申請し、調査員が現場を訪れ、罹災が認められると「罹災証明書」が発行されま

す。被害の証拠を示すため、自分で修復などする前に、そのままの現状をまず写真に撮ることを忘れないようにしましょう。また、罹災の程度については、内閣府のホームページに、どんな状態にあると『全壊』『大規模半壊』『半壊』『一部損壊』などと判断されるのか詳しく説明されています。

内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>

震災関連の主な情報源については、知るばるとホームページでご紹介しています。詳しくは、以下をご覧ください。



知るばると <http://www.shiruporuto.jp/>

紹介している主なサイト

- ・金融庁 東日本大震災関連情報 預金者の皆さまへ
- ・全国銀行協会 東日本大震災に関するよくあるご質問（FAQ）
- ・全国信用金庫協会 震災関連情報
- ・日本損害保険協会 地震保険に関するQ&A
- ・生命保険協会 生命保険業界における震災対応への取組み
- ・日本年金機構 被災された年金受給者、被保険者の皆さまへ（Q&A）
- ・国税庁 災害により被害を受けた皆様へ
- ・国民生活センター 震災に乗じた迷惑メールにご注意！
- ・日本銀行 日本銀行が行う損傷現金の引換えについて

災害時のお金の Q&A

日本は地震の多い国です。
東日本大震災の被災地以外に
お住まいの方々も、
ぜひ、以下のQ&Aをご覧ください。
これらの知識も「備え」のひとつです。

なお、これらのQ&Aでは、今回の震災における対応等を説明しており、必ずしも一般的な災害時の取扱いを前提にしたものではない場合があることにご留意ください。



Q1 震災・津波で預金通帳、印鑑、キャッシュカードをすべて失いました。どうすればよいでしょうか。

A 金融機関は、通帳などが無くても、本人確認を前提に預金の払い戻しなど、ご事情に応じた対応に努めています。取引金融機関にお問い合わせください。

Q2 自動車免許証など、本人確認用の書類もありません。

A 何らかの本人確認用書類があったほうが対応は早くなります。金融機関は、取引内容や事情に応じ、さまざまな方法でご本人であることの確認に努めています。また、保険会社でも、自社で管理している契約情報に基づいて、本人しか知り得ない個人情報などを照合して、本人であることの確認に努めています。

Q3 避難先にいるため、取引金融機関に行けません。別の金融機関の窓口で預金の払い戻しは受けられますか。

A 避難されている方が、避難先で、取引金融機関以外の金融機関窓口でも預金の引き出しができるようにする取り組みが、現在行われています。

Q4 預金者である親や子ども、配偶者等の親族が亡くなりました（行方不明になりました）。親族等が預金の払い出しをすることができますか。

A 預金者本人の死亡時や行方不明時に親・子ども・配偶者等の親族の方から預金の払い出しの求めがあった場合には、必要な要件を満たすことを確認したうえで、一定の金額の払い出しに応じるなど、柔軟な対応に努めている銀行があります。

Q5 津波で保険証券を失いました。

A 保険会社では、本人確認ができれば対応しています。

Q6 震災で保険証書を失ってしまい、どこの保険会社と契約したかが分かりません。どうすればよいでしょうか。

A 今回の震災で被災された方やそのご家族・ご遺族を対象に、当面の対応として、契約の保険会社が分からぬ場合でも、ご契約の保険会社を確認する体制ができます。

●日本損害保険協会「地震保険契約会社照会センター」

フリーダイヤル 0120-501331

月～金曜日（祝日は除きます）9:00～17:00

●生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」

フリーダイヤル 0120-001731

月～金曜日（祝日は除きます）9:00～17:00

※両センターの存続時期は未定である点、ご注意ください。

Q7 生命保険の被保険者が行方不明なのですが、保険金は支払われるのでしょうか。

A 今回、生命保険会社各社は、被保険者の行方が分からず、死亡したと見られる場合は、死亡保険金を支払うという方針を打ち出しています。地震や津波で被災が確実視され、公的機関が事実上死亡したと認定した証明書があれば、死亡診断書や戸籍の抹消を待たずに、生命保険会社は死亡保険金の支払いに応じるというものです。

Q8 年金振込先の銀行の店舗が今も営業していません。年金の振り込みは行われますか。

A 年金振込先の金融機関店舗が震災の被害により営業していない場合でも、年金の受取口座への振り込みは行われます。

Q9 自宅が被災したため、親戚の家に身を寄せています。年金受給者の住所変更はできますか。また、年金の受取銀行口座も変更できますか。

A 住所・支払機関変更届を年金事務所に提出することで、住所変更や受取銀行の変更ができます。

阪神・淡路大震災後に開催した「平成7年度 全国金銭教育協議会」において、神戸市長田区の小学校（当時）の吉富文男教諭に特別報告「震災下の金銭教育」としてお話しいただきました。阪神・淡路大震災と東日本大震災は、大きく異なる点が多いことは事実ですが、当時大震災をどう乗り越え、どのように金銭教育を進めたのか、あらためて今振り返ってみると大変貴重な内容だと思います。被災地の復興をお祈りするとともに、当時の広報誌「生活の設計」1995年10月号に掲載したこの報告を再掲載します。

特別報告 「震災下の金銭教育」

神戸市立池田小学校教諭（当時） 吉富文男

阪神・淡路大震災における神戸市長田区のことを覚えておられる方もいらっしゃるかと思いますが、地震発生と

同時に火災が多発した街です。本校は、そのほぼ中央に位置し、今年で創立五十六年目を迎えました。震災によって七十人あまりの子どもたちが転校し、まだ戻ってきておりません。

学校および校区の被害状況ですが、古い校舎にもかかわらずしつかりした造りなのか、理科室が雨漏りするようになつたくらいで、大きな被害はありませんでした。

本校に避難された方々は、電気と水道が使えるようになつてから百人近くが我が家に戻られましたが、いまなお三十八人が残つておられます。

本日は、今回の大震災を私たちがどう乗り越え、また

被災経験を生かして、どのように金銭教育を進めているかについて、お話をしたいと思います。

●大震災のあと、ものや命を大切に――

今回の震災で私たちは数多くのことを学びました。なかでも水がなくては人は生きていけない、ということをまず痛感しました。そして、次第に元の生活に戻りつつあるいま、震災後の暮らし方にどのような変化が生じているかを知るために、アンケート調査を行ないました。子どもたちに、地震のあと、ものを大切にするようになつたか、気をつけるようになつたことがあるか、などを聞いてみました。その結果、「水やお金を大切に使うようになった」「本当にほしいものしか買わなくなつた」「鉛筆や消しゴムを小さくなるまで遣いをしなくなつた」「電気やガスの無駄

使つている」「給食をはじめ食べ物をあまり残さなくなつた」「好き嫌いをなくすようにしている」「両親は自分たちのために働いてくれているから、ものを大切にし、自分ができることは自分でするようにしている」「危ないところに近づかないようにしている」「道路を気をつけて横断している」など、ものや命を大切にするようになったようです。

また保護者には、地震後、自分自身の生活の仕方や考え方などに変化がありますか?と聞いてみました。「自然とともに生きていかなければ子どもたちに良いものを残していくないと思う」「家を含めて形のあるものすべてが無になり、さらにゴミになるかと思うと、今回の地震は何ともつたないことをしてくれたのか、という気になります」という意見がありました。

今回のアンケートを集約して思ったことは、家が倒壊したり、火災で何もかもなくしているにもかかわらず、なんとかましい親だろう、と頭の下がる思いがしました。

保護者が強く、たくましく生きていく姿を見て、子どもたちも元気に育っています。ものを大切にしようとする心が育っている子どもたちを見て、私たち教職員がいま悩んでいることがあります。それは全国の皆さんからいただいた数万本の鉛筆、数千冊のノート、数千個の消しゴムを納めた段ボール箱が三十箱以上、倉庫で眠っています。この物資をどうしようかという悩みです。もう少し落ち着いた段階で国際レインボーア便を通して海外で困っている子どもたちのために役立てようかとも考えていました。

●貴重な体験を風化させないように――

ますが、いまのところは決めかねています。

昨年来、私たちは、ものやお金を大切にしよう、と子どもたちに言つきました。頭では分かつていても、実際にどれだけの子どもが行動できたでしょうか。ところが今回の震災で何もかもなくなつてみて、もののありがたさを身をもつて知ることになりました。直接体験に勝るものはありません。しかし、こんな体験は二度としたくありません。ところがいま、低学年の子どもたちは震災後の苦しい経験が薄らぎつつあります。いま、われわれがしなければならないことは、この貴重な経験を風化させではない、ということだと考えています。神戸で金銭教育をすすめる意義は、そこにあると私は思っています。そこで本校では、親子と一緒に考えてもらおうと、六月の日曜参観で震災バージョンの金銭教育の授業を試みました。水の大切さや、ゴミ処理の問題、計画的な買い物などの問題を中心に展開しました。七月には全校生で地域の公園に出かけ、資源ゴミの空き缶を分別しながら清掃しました。四年生は四月以来、社会科で被災地での便乗値上げのこと、水道の復旧工事のこと、長田商店街が仮設店舗で営業を再開したことなどのニュースを取り上げたり、暮らしと水・ゴミの学習を通して金銭教育に関わる授業を開催してきました。「自らの暮らしを見つめ、行動する子を目指して」という本校の金銭教育の目標に少しでも近づけるよう、今後とも努力していきたいと考えております。

金融教育の現場レポート

「金融教育」は、お金や金融のさまざまなたらきを理解し、社会の中で生きる力を育むことを目的として行われる教育です。

この「一ナード」では、金融教育の授業がどのように進められているか、教育現場に立つ先生や、

授業を受ける生徒の姿をレポートします。

今回は、現在は小学校教員養成に携わる武庫川女子大学専任講師の藤本勇二先生が、

前任の徳島県阿波市立市場小学校で実践されていた金融教育の取り組みについてご紹介します。

藤本先生は、子どもたちが切実感をもって自分自身のこと（先生はこれを「自分事」と表現します）として取り組むことの重要性を説いています。

「金融教育」は総合的な学習の切り口のひとつ

立し、それぞれに大臣、副大臣、事

務次官を置いて自主的に運営させます。各省からは算数の得意な子ども

の祭典を開く」。藤本先生は前任の徳島県阿波市立市場小学校の6

年生の年間カリキュラムで、この取り組みを何度も成功させてきました。

「科学の祭典」という一大イベント

を軸に、その実験材料費等の資金は、「国会」に見立てた学年集会を開いて、空き缶、古紙、段ボールの回収や授業参観日のバザーによつて集めることを「決議」。バザー省、古紙回収省、アルミ缶リサイクル省を設

「児童自らが資金を調達して科学の祭典を開く」。藤本先生は前任の徳島県阿波市立市場小学校の6年生の年間カリキュラムで、この取り組みを何度も成功させてきました。

「科学の祭典」という一大イベントを軸に、その実験材料費等の資金は、「国会」に見立てた学年集会を開いて、空き缶、古紙、段ボールの回収や授業参観日のバザーによつて集めることを「決議」。バザー省、古紙回収省、アルミ缶リサイクル省を設

「切実感」と「自分事」が子どもを育てる

そもそも、どうすれば児童を動かす大きな取り組みが可能になるのか。

「総合的な学習」のなかの金融教育

～「他人事」ではなく「自分事」として取り組むことで育つ「生きる力」～



そもそも、どうすれば児童を動かす大きな取り組みが可能になるのか。
藤本先生は、子どもの願いや問い合わせ

■「科学の祭典をしよう27時間」カリキュラムイメージ

- ①「どんな学校にしたいか」のワークショップ [1時間]
- ②「科学の祭典」の夢を語る [2時間]
- ③ 資金調達のアイデアを出し合う [1時間]
- ④ 実験テーマの決定 [2時間]
- ⑤ 資金調達を行い、「国会」で報告し合う [6時間]
- ⑥ 担当実験の練習、パンフレット作成などを行う [8時間]
- ⑦ 「科学の祭典」を行う [5時間]
- ⑧ 自分たちの活動を振り返る [2時間]

兵庫県

武庫川女子大学
専任講師 藤本勇二先生



資金調達などについて自分たちで話し合う場を“国会”と呼ぶ



アルミ缶、スチール缶、プルタブの回収を月一回行う



“財務省”は銀行で通帳を作り資金管理する

リサイクル活動に参加して金銭の価値や労働の意味を実感した児童たちは、次に自分たちが稼いだ資金を運用し実際に使う場面になると、1円の価値と計画的な使い途を真剣に考え出します。そして、子どもたちの視線は発する「切実感」、そして、子どもたちにとつて学びが「過性のイベント」や「他人事」ではなく生活に密着した『自分事』になることが重要だと指摘します。

社会にも向き、生活で目にするものを見て観察し始めます。「『国会』での予算獲得は真剣勝負ですよ。『科学の祭典で使う電池代が高い。学校の充電式電池は使えな

いのか?』『アルミ缶回収のゴミ袋を買うのはいいが、その前にちゃんとアルミ缶を潰して、ゴミ袋を節約すべきじゃないのか?』。こんな意見が次々飛び出して来るわけです」。取り組みを『自分事』として受け止めた子どもたちは次第に「一人立ち」を始めます。これは6年生に限らず、藤本先生が最後の「現場」で担任した4年生も同じ。「地元でとれる野菜を使ってスイーツを作ろう!」というテーマで、出前授業に訪れたパティシエの力を借りながら、10歳の子どもたちが自分たちで「ほうれん草の蒸しケーキ」を考案するに至ります。



子どもたちの力が保護者や教師を変える原動力に

藤本先生のカリキュラムでは、リサイクルも科学の祭典も、運営の主体は子どもたちです。アルミ缶や古紙回収には保護者や教師も参加しますが、実は見守っている方が多く、大変そうな時に手助けする程度だそうです。

「通常、リサイクル活動といえば、作業する大人たちの手伝いをする子どもたち、ということが多いのでしょ
うが、『自分事』として現場に関わっている子どもたちは違います。すべては自分たちの事なので、自分でや
ろうとするんですね。そんな子どもたちの姿を見て、教師や保護者はそ
の成長に目を見張り、心動かされる

ものなんですよ」

実際、この授業を始めてから、6年生のアルミ缶回収活動が学校の委員会活動へと「昇格」。その活動をベースに、同校は学校版環境ISOの指定を受けるまでに発展していきます。

「先生を育てる」 ～これからの使命

さて、藤本先生は2010年度より、26年間過ごした小学校の教育現場を離れ、神戸の武庫川女子大学で将来の小学校教諭を養成する立場で活躍中です。

実は藤本先生が実践してきた「生
活教育」の分野は、カリキュラム、
指導法とともに大学の教員養成の段

資金調達の成果 「科学の祭典」



くらし塾 きんゆう塾 <2011年夏号> | 24

のが現状。

「現場の空気が分かる大学教員が求められている今、次代を担う教員養成に携わりたい」と藤本先生は意気込みを語ります。

金融教育をはじめ、環境教育、キャリア教育などで掲げられる教育目標は最初の切り口に過ぎず、子どもにとつて切実感のある『自分事』の実践を行えば、結果としてさまざまな教育の成果が手にできると、藤本先生は強調します。

「教育界では、全国で優秀な教育実践例が発表されても、他の先生からは『うちにはそんな環境は整っていないから』と『他人事』にされがちな傾向があるのも事実です。でも私の経験からすると、『四国』の清流や棚田などの豊かな自然環境を利用した実践教育を行ったこともあります。このほか、都会の小学校では、リサイクル、科学の祭典、ボランティア活動などを行つたこともあります。この素材が地域ごとにあります。他の先生のシナリオを借りて、素材を少しアレンジすれば実践可能な授

業はまだあると思います」と藤本先生は語ります。

どこへ巣立つて行つても、子どもたちを『自分事』にさせる授業ができる教員を一人でも多く育てたいといふ藤本先生。今は大学教員として、新たなステージに挑戦しています。

「科学の祭典」などの活動が終わった後でも学校全体として取り組むことになった「学校版環境ISO」。合言葉は「楽しんで学ぶEスクール」。その行動指標をbingoゲームという工夫で目的達成を促進する

ゴミの分別はきちんとっています	段ボールを出す場所を知っています	エコペーパーボックスを利用しています	落ちているゴミを拾います
自分のものには名前を書きます	ノートをやぶりません	電気をつけっぱなしにしません	アルミ缶を出す場所をし知っています
ノートはさいごのページまで使います	水が出しつばなしだったら止めます	Eスクールいちばをし知っています	そうじにはバケツを使っています
消しゴムはたいせつに使います	えんぴつはみじかくなるまで使います	なくしたもののはさが探しします	は歯をみがくときにはコップをつか使います

「Eスクールいちば」bingoゲーム

金融教育の現場レポート

「総合的な学習」のなかの金融教育 ～「他人事」ではなく「自分事」として取り組むことで育つ「生きる力」～

兵庫県

武庫川女子大学専任講師 藤本勇二先生

いつも口にしている素朴で何気ないあの郷土料理は、どの地方で生まれた料理法かご存知ですか？全国各地それぞれの土地によって別の顔を見せる料理の数々を紹介するのが「たべもの百面相」です。

豆

【其の一】

腐

凍み豆腐

豆腐の保存食のひとつ凍み豆腐は、一見スポンジのようですが、だしなどで煮込むと大変おいしい食材に早変わりします。

厳寒の季節、家の軒先などに吊るされた豆腐は凍結と乾燥を繰り返しながら凍み豆腐へと変化していきます。関西の高野（こうや）豆腐と同じ製法ですが、関西で精進料理として発達したことに対し、東北の凍み豆腐は独自に発達したと考えられています。また、中国にも同様の食べ物があります。

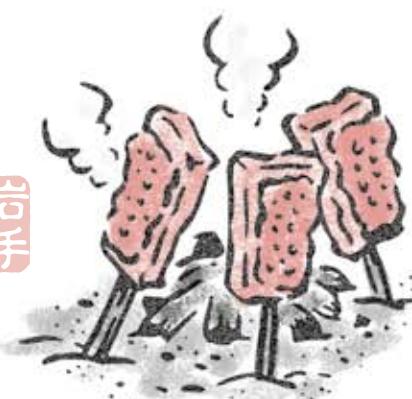


東北
地方

味噌田楽

「おでんのルーツは田楽」という説をご存知でしょうか。田楽にはこんにゃくと豆腐どちらもが全国的に使われていますが、岩手県の味噌田楽は、豆腐が主流になっています。

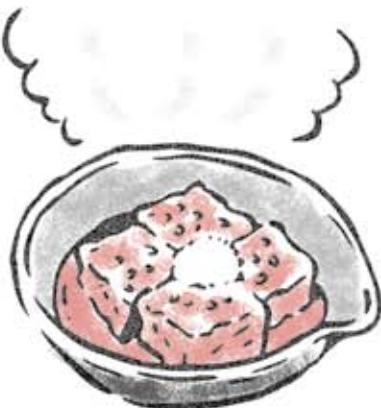
岩手
県



凍てつく
寒さの中でじっくり
育まれていきます。

砂糖や柚子、山椒などを加えた特製の味噌を塗った豆腐を囲炉裏でじっくり焼き上げると、炭火で暖められた田楽の香ばしい匂いが部屋いっぱいにたちこめます。雪深く寒さが厳しい、間食などがあまりなかった時代のごちそうだったに違いありません。

出汁をかけてすぐでも、少し煮崩れても美味しい。



湯葉

湯葉は、豆腐というよりも豆腐へと固まる

前の料理といったほうがいいかもしません。

豆乳をあため、薄く張った膜を引き上げた

この精進料理のひとつは約1200年前に最

澄が中国から持ち帰ったといわれるとても歴

史ある料理です。

湯葉といえば日光も有名ですが、京都の湯

葉が平たい仕上がりなのにに対して、日光では、幾重にも巻き上げるため丸くボリュームがあり、また呼び名は「湯波」となるそうです。

京都府



揚げだし豆腐

東京都

木綿豆腐に片栗粉をまぶしてサッと揚げ、だし汁をかけた揚げだし豆腐は、意外なことに東京のあるお店の名物だったそうです。戦前、東京都台東区下谷元黒門町（今の上野広小路あたり）にあった老舗料理屋である「揚出し」という店が、吉原帰りのお客に朝早くから揚げだし豆腐を供し大変な評判となつたことから一般的になつたそうです。

ちなみに片栗粉ではなく、小麦粉をまぶす作り方もありますが、こちらはかつちりとした仕上がりになります。

一枚一枚液み上げるのが
なんとも楽しい。

豆腐よう

沖縄県



この香りが
独特で
たまらない。

島豆腐（沖縄独特の水分が少なめの固くてしつかりした豆腐）を米麹、紅麹、泡盛などによって発酵・熟成させた発酵食品です。

栄養価が非常に高く、かつての琉球王朝時代には、高貴な人々の間で病後の滋養食としても重宝された健康食品でもあります。チーズを思わせる独特的の風味と味わいに、やみつきになる人もたくさんいるようです。

中国から伝わった当時、日本には木綿豆腐しかありませんでしたが、その後研究開発が進み、京都でようやく絹ごし豆腐が作られたといいます。

一般的に食べられるこの豆腐という食べ物に対する私たちのこだわりは、1000年以上昔から続いているのです。

「畠のお肉」豆腐の実力

- 更年期障害抑制
 - 動脈硬化抑制
 - 便秘改善
 - がん予防
 - 老人性認知症予防
- などに効果があるといわれています

※摂りすぎには注意しましょう

都道府県金融広報委員会 事務局員の活動紹介

が参加 県民1%以上

福井県金融広報委員会
渡辺 光江

福井県金融広報委員会では、福井県民に広く知つてもらひ、金融機関など委員団体に評価される活動をしたい、という思いから福井県、財務事務所、日銀、金融広報アドバイザーなどと情報交換しながら試行錯誤してきました。

「知りたい、学びたいを満たす講座」を目指して

奈良県金融広報委員会
中尾 美香

ライフプラン、税金、貯金…お金に関するイメージは掴めても、漠然とした不安や疑問は払拭できない、そんな悩みを解決するヒントになれば…と少人数でじっくり学習できる講座を実施しています。

多くの人に興味を持つて受講し、数年前の講座開催当初は、講座の目的を明確にするとの趣旨のもと、子育て世代や中高年世代というように受講対象を絞り込んで開催していました。

例えば、子育て世代の講座では、若い母親世代の方が参加しやすい環境を整えようと、託児ルームを設置するための会場や保育者の確保に努めたり、市内の幼稚園へ手作りのチラシを配布するなど、かなりの手間と時間をかけたものの、受講者数が伸び悩んだのが事実です。

多くの人に興味を持つて受講し、数年前の講座開催当初は、講座の目的を明確にするとの趣旨のもと、子育て世代や中高年世代とい

うように受講対象を絞り込んで開催していました。自治体からは有名講師を呼べると好評です。高校・大学生による金融機関訪問は、昨年度は18回、延べ347人が参加しました。学校からはキャリア教育とし

る大規模講演会、学生の金融機関訪問、幅広い出前講座など新しい活動が生まれてきました。

新しい活動の内容は当委員会のホームページをご覧いただきたいのですが、自治体との共催方式による大規模講演会は、昨年度は4市4町、本年度は4市との共催開催が決まっています。自治体からは有名講師を呼べると好評です。高校・大学生による金融機関訪問は、昨年度は18回、延べ347人が参加しました。学校からはキャリア教育とし

て、金融機関からはCSR活動として大変好評です。出前講座は、金融広報アドバイザーの増員と頑張りにより、参加者が2009年度の3353人から2010年度は6697人に拡大しました。

事務局では、県内の生涯学習セ

ンター、老人クラブ、大学・高校などを一つ一つ訪問しながら説明してきました。冬の雪道を歩きながら、いつから外回りの営業マンになつたのだろうと思ったこともありました。参加者数が県民の1%にまで拡大しているのを見る

と、県民活動として手応えを感じています。

最後に、4月から若い林さんが主担当となりました。新しい感性で更なる発展を期待します。



左が新任の林さん、右が前任の渡辺さん



4講座で延べ120名の申込みがあり、思つていた以上に受講者が集まり、成果があつたと考えています。先程も述べましたが、当委員会は、奈良県消費生活センターの中

にあり、センターでは消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の一環を担当している県消費生活センターの副所長から「対象を絞らずに、お好きな講座をお好きなだけ選べるようにしては。」と助言がありました。時間の縛りが軽減され、興味のあるテーマだけを選択できるカ

フェティア方式の講座では、2日間

とともに、これからも連携して企

* 知るほどとラウンジ

金融広報アドバイザーとは、金融広報委員会からの委嘱を受け、各地において暮らしに身近な金融経済等に関する勉強会の講師を務めたり、生活設計や金融・金銭教育の指導等を行う金融広報活動の一線指導者です。

金融広報 アドバイザーの 紹介

本当に大切なことを、熱く伝えたい！ 人の心を動かす講演で日々奮闘中

石川県金融広報委員会
金融広報アドバイザー

小山正宏

「いつまでも、元気と気付き、
を与える金融広報アドバイ
ザーでいることがライフワーク」
という小山正宏さん。石川県金融
広報アドバイザー研修会の「副
リーダー」としても活躍中です。

* * * *

損害保険会社の営業職として
19年間勤務のち、現在は複数の
保険会社の各種商品の中からニーズ
に合ったものが選べる、契約者
本位の保険代理店業に転身。金融
広報アドバイザーとして活躍する
以前から、保険の知識や生活設
計の大切さを伝えるセミナーを個
人で開催し、手作りチラシを配布
していました。得意分野は「生活
設計」「保険」「資産運用」ですが、
保険以外の知識は損害保険会社
を辞めてから学び、資格を取得し
たものがほとんどだと言います。

「損保を辞める1年ほど前、小
さな町工場を経営している男性か
たが、なんとやり甲斐のある仕事
だらうと思ったのです」。



の波に、知識を乗せて届けること』。
—それぞれの人生、元気に前向き
に生きてもらいたいという思いを腹
の底にしまってーと、ついつい熱く
語つてしまうのが小山流です』。

これからは誰もが高齢社会への
準備をすることが必須。そのため
に、リタイアするときに3千万円
程度の金融資産が見込めるよう
にと小山さんは言います。講演で
は具体的なお金の貯め方、節約の
仕方、ライフスタイルの見直しな
ど、伝えたいテーマは本当に切実
感にあふれています。

小山さんは日頃から「教養とし
ての金融知識は私の担当ではあり
ません。活用してもらいたい。役
立ててもらいたい。」をモットーと
しています。そのため、講演では
必ず「面白かった」だけでなく、
「そうだったのか！」「早速やつて
みよう！」と行動に移してもらえ
るように工夫しています。

「私の役目は『元気という名前
まだまだ続ぎます。

50代の現役世代の人にも、私の
講演を聞いてもらいたいですね。
今気付いて生活スタイルをチェン
ジすれば、家計への効果はより大
きくなりますからね」。

[第1回]

江戸の貨幣と 暮らし 「統一貨幣のあけぼの」

江戸時代の貨幣制度とは？

お金には物などと交換すること、値打ちを計ること、そして、貯めることの3つの働きがあります。こうした働きは、古の時代から現在まで、基本的にかわることはできません。私たちが昔を身近に感じることができるのは、時代劇の舞台、江戸時代のお金はどのような仕組みだったのでしよう。

江戸時代、徳川幕府が流通させた金貨、銀貨、銭（銅）貨は、単位も性格も異なる貨幣を併存させた貨幣制度といわれています。幕府は全国通用の貨幣制度を定め、貨幣発行権の独占と、貨幣様式の統一を図りました。金貨は小判一枚の二両を基準に額面金額と枚数で価値を表す「計数貨幣」、銀貨は匁（3・75g）という重さの単位により価値を示す「秤量貨幣」、銭貨は一枚の文

「計数貨幣」というように、それぞれ別個の価値体系をもっていました。そして、各貨幣それだけで交換（両替）するときには、その時々の相場が用いられたのです。

さて、そのお金はどこで作られていたのかご存知ですか？

銀座（今の銀座二丁目あたり）で銀貨が鋳造されていたことをご存知の方は多いと思います。では、金貨はどこで鋳造されていたのでしょうか。江戸時代、小判や一分金など、大判以外の金貨は、「金座」という鋳造所で作られていました。江戸にあつた金座の場所は、現在の日本銀行本店がある日本橋本石町なのです。

ちなみに大判は「大判座」というところで

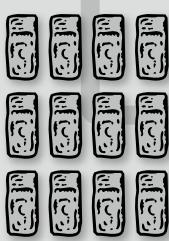
一両（小判一枚）を基準とした各貨幣等価表

銀貨

丁銀・豆板銀（秤量貨幣）
50～60匁



▼江戸中期以降▼ (計数貨幣)



金貨

小判
×1

二分金
×2

一分金
×4

二朱金
×8

一朱金
×16

銭貨



一文銭
×4,000～10,000

江戸時代の暮らし、そしてお金

それにしても江戸時代の貨幣制度は複雑でした。どうしてこんなことになったのでしょうか。金の産地があつた東国を基盤に天下統一した家康は、はじめに金貨を中心とした貨幣制度の導入を試みました。一方、銀の産地の多い西国では、当時強い経済力を持つ大坂商人たちが東洋諸国との貿易に銀を使用していました。家康も西国での「銀遣い」の習慣を変えたことは困難な状況でした。小額貨幣にまざまな銭貨が庶民の日常生活で使われていましたが、1636年の寛永通宝の発行以降、統一的な銭貨が安定して流通するようになりました。これにより「東国の金遣い、西国の銀遣い、そして銅貨（銭貨）は庶民」という三貨制度の仕組みが成立したのです。

ところで、時代劇にたびたび出てくる年貢米ですが、お米をお金に交換するにあたっては、現在の台東区蔵前にあつた「札差（ふださし）」という仕事が関わっています。当幕府から旗本・御家人に支給されるお米を仲介したのがこの「札差」で、お米の受け取り・運搬・売却などの手数料をとる生業で

ことわざや時代劇に出てくるお金はいくら？

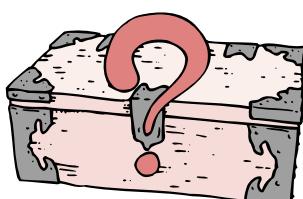
江戸時代のお金の価値が今のいくらに当たるかというのは、大変難しい問題です。一応の目安として江戸中期の1両を当時と現代の米価からみると約4万円、同じくそば代金でみると12～13万円となると言われています。ここではこれを頭に置いて想像してみましょう。

「早起きは三文の徳」の三文っていくらくらい？

江戸中～後期の幕府の公定レートは、金1両＝銀60匁＝銭4,000文でした。1両が4万円～12万円だとすると、1文は10円～30円。したがって三文は、30円～100円ぐらいでしょうか。ちなみに「三文の徳」と書く場合もありますが、「お金を得する」という意味ではなく、「ご利益がある」という意味です。

千両箱っていくら入っているの？

江戸時代の歴史は265年と長く、当然のようにその間物価も変動しています。そのため千両



落語の大金は五十両

「芝浜」「文七元結」「柳田格之進」など落語に登場する大金といえば五十両。「切り餅」（小判を和紙に包んで封印をした包み金の俗称）ふたつ分です。一両4万円なら200万円、一両12万円なら600万円となります。

す。札差の「札」とは米の支給手形のことです、蔵米の藁束に差して順番待ちをしていましたから、札差と呼ばれるようになりました。

さて「江戸っ子は宵越しの銭はもたねえ」などといいますが、これは江戸には数多くの職業があつたことが関係しているようです。

今でもそうですが、当時の江戸は100万人と世界最大の都市でした。江戸に住むたくさんの人々と、その人々に向けられた数々のサービスがさまざまな職業を生み出していたのです。たとえば、水道水がなかつたこの時代、水を売り歩く商売の「水屋」。時代劇で

見る井戸のほとんどは川から引き込んだ水を溜めており、それを桶で渡しています。この桶が行き渡らない場所へは「水屋」が売り歩いたのです。

こうした商売をはじめ、多くの商売のほとんどは、明日からでも個人で手軽に始められるものです。つまり「今日一文も無くなつても明日稼げばよい」ということが真相のようです。ただし「宵越しの銭」の使い道は「チップ」だつたり「仲間に振る舞う」ことが多く、自分のために使うことばかりではなかつたそうです。

ライフ＆マネープラン

【年金について知つておきたいこと】

このコーナーでは、転職、退職など人生の転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランをご紹介します。忙しい社会人は、日々の仕事を優先しがちですが、仕事を同じくらい将来を見据えたマネープランは大切です。今回は、公的年金の手続きや受給の流れなどを簡単におさらいしましょう。

公的年金の手続き

①ねんきん定期便で記録に漏れや誤り、これまでの加入履歴の記録がつながっていないかどうか確認しておきましょう。記録に漏れや誤りがある場合には回答票を返送します。ねんきん定期便の見方がわからない場合は、ねんきん定期便。

再就職するまでに間がある場合に注意したいこと

在職中に厚生年金に加入していた人（第2号被保険者）が退職すると「第1号被保険者」となり、種別変更の手続きをして保険料を自分で納付しなければなりません。また、扶養している妻（夫）は、在職中は第3号被保険者として保険料を納める必要がありましたでしたが、退職とともに「第1号被保険者」となります。同様に種別変更の手続きを行い、保険料を納める必要がありますので注意してください。どうしても保険料の支払いが難しい場合は、免除制度もあります。保険料を納めないと、将来受け取る年金にも影響しますので、手続きは忘れずに行いましょう。

②年金の請求手続きは、年金支給開始の3ヵ月前に送付される「年金請求書」に必要事項を記入し、添付書類をつけて最寄りの年金事務所または年金相談センターなどで手続きを行います。厚生年金基金の加入期間がある方は国と加入基金（企業年金連合会）

ねんきんネット専用ダイヤルに照会しましょう。

なお、最近では、日本

年金機構がインターネット上でいつでも自分の年金

加入記録が確認できる「ねんきんネット」のサービスを開始しています。

申込み手順など、詳しくは、「ねんきんネット」で検索してください。

あなたの年金をカンタン確認 ねんきんネット



年金受給の流れ

● 年金の決定後、約1～2ヵ月後に「年

金証書・年金決定通知書」が送付

● さらにその後、偶数月の15日（金融機関が休業日の場合は前営業日）に前月までの2ヵ月分ずつが入金

● 毎年6月に年金振込通知書が送付

詳しくは「知るばると」ホームページの関連サイトをご参照ください。
ご退職前後の手続き
● 企業年金
● 年金Q&A

参考資料：「日本年金機構」「知るばると」HPより

■ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

0570-058-555(ナビダイヤル)
IP電話・PHSからは03-6700-1144

〈受付時間〉
月～金曜日9:00～20:00
第2土曜日9:00～17:00
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

■ねんきんダイヤル

0570-05-1165(ナビダイヤル)
IP電話・PHSからは03-6700-1165

〈受付時間〉
月～金曜日8:30～17:15
(ただし月曜日、休日明けの初日は19:00まで延長)
第2土曜日9:30～16:00
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

〈基礎年金番号〉

基礎年金番号は、共済組合を含めて、加入する年金制度が変わっても、1人の人が一生使う番号です。平成8年12月に公的年金制度に加入していた方には「基礎年金番号通知書」が送付されています。この通知書を年金手帳と一緒に大切に保管しましょう。平成9年1月から「基礎年金番号」が印字された青色の表紙のものに変わっています。それ以前のオレンジ色の年金手帳、「厚生年金保険被保険者証」、黄土色の「国民年金手帳」も、使用できます。

〈年金手帳〉

国民年金、厚生年金に加入した方には年金手帳が交付されます。この年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続きなど一生使いますので、大切に保管しましょう。年金手帳は、平成9年1月から「基礎年金番号」が印字された青色の表紙のものに変わっています。それ以前のオレンジ色の年金手帳、「厚生年金保険被保険者証」、黄土色の「国民年金手帳」も、使用できます。

知るばるとカレンダー

～ぜひご参加ください～

7月 July

15日(金) 東京都
金融・経済講演会

テーマ：高齢化社会を豊かに生きる（仮）
講師：蟹瀬 誠一氏
開催場所：東京ウインズプラザホール
主催：東京都金融広報委員会
共催：東京都消費生活総合センター

23日(土) 愛媛県
知るばると・キッズ お金のセミナー

テーマ：1枚のTシャツから世の中を考える
講師：洞口 勝人氏
対象：小学4～6年生と保護者
開催場所：東京第一ホテル松山
主催：愛媛県金融広報委員会
共催：愛媛県教育委員会、松山市教育委員会

25日(月) 長野県
金融・経済講演会

テーマ：変わりゆく時代の暮らしと金融
講師：見城 美枝子氏
開催場所：ホテルメトロポリタン長野
主催：長野県金融広報委員会

26日(火) 沖縄県
知るばると・夏休み親子マネー教室

テーマ：世界一おもしろいお金の授業！
ほしいモノVS必要なモノ
講師：いちのせ かつみ氏
対象：小学生と保護者
開催場所：沖縄県宮古合同庁舎
主催：沖縄県金融広報委員会
共催：沖縄県

28日(木) 埼玉県
暮らしに役立つ講演会

テーマ：これからどうする？
賢い消費・家計管理の
コツ教えます！
講師：山田 真哉氏
開催場所：大宮ソニックスシティ国際会議室
主催者：埼玉県金融広報委員会
共催：埼玉県

8月 August

3日(水)～4日(木) 愛媛県
知るばると・キッズ体験学習講座

対象：小学4～6年生と保護者
開催場所：日本銀行松山支店、
連携金融機関
主催：愛媛県金融広報委員会
日本銀行松山支店
共催：（連携開催順）愛媛銀行、伊予銀行、
みずほ銀行松山支店、愛媛信用金庫

9日(火)～11日(木) 島根県
夏休み体験教室～おかねイロイロ探検隊！～

対象：小学4～6年生と保護者
開催場所：日本銀行松江支店
主催：島根県金融広報委員会、日本銀行松江支店

7月30日(土) 11日(木) 18日(木) 新潟県
知るばると・親子おかね教室

対象：小学校高学年と保護者
開催場所：7月30日（土）直江津学びの交流館
8月11日（木）アトリウム長岡
8月18日（木）日本銀行新潟支店
主催：新潟県金融広報委員会、日本銀行新潟支店

*イベント詳細につきましては、各都道府県金融広報委員会（P.35）にお問い合わせください。

金融広報中央委員会から

健全で合理的な家計運営をお手伝い 金融広報中央委員会とは

本誌を発行している金融広報中央委員会がどのような組織なのか、ご紹介します。

金融広報中央委員会は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立・公正な立場から暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行っています。

〈組織の概要〉

会長：小林 信介

委員：金融団体、経済団体、報道機関、消費者団体などの各代表者、学識経験者、日本銀行副総裁など

参与：関係省庁局長、日本銀行理事など

顧問：金融庁長官、日本銀行総裁

事務局：日本銀行 情報サービス局内

1. 中立・公正な立場から活動しています。

世の中には、多くの機関がいろいろな形で発信した金融情報が氾濫しています。そんな時代にこそ必要なのが情報の信頼性。それを実現するために、私たちは「中立・公正」であることを大切にし、活動の基本に据えています。

2. 全国規模で活動しています。

全国47都道府県にある金融広報委員会と協力し、幅広い地域に密着した活動を行っています。

各地の委員会は、都道府県庁、財務省財務局・財務事務所、金融経済団体、婦人団体、日本銀行本支店・事務所などにより組織されています。

3. 地域に密着した活動を行っています。

個人、団体、学校など多くの方々に参加いただき、地域に密着した、きめ細かい活動を行っています。また、地域ぐるみで金融学習を推進する活動を応援しています。

*詳しい情報は、知るばるとホームページ
(<http://www.shiruporuto.jp/>) をご覧ください。

おたよりコーナー



読者のみなさまの声をご紹介します。

●森田芳光監督の「映画を作る前にその映画の“色”を決める」という言葉、参考になりました。何か行動に移す時に一つのテーマ、シチュエーションに絞り込み集中するのは重要なことなのだと思います。

(新潟県・アスパラさん)

●一冊の中にお金の知識がたくさん詰まつており、とても読みごたえがありました。(神奈川県・びよーんさん)

●手に取った時は、こんなに面白い読みものだとは全く思わなかった。

(埼玉県・大島清美さん)

●インターネットバンキングの利便性がよく分かりました。あとは安全対策を施して、チャレンジする勇氣があるかどうかです。(大阪府・アンちゃんさん)

●全般的に役立つ面白い記事で良かったです。成年後見人制度(障害者の金融)も参考になり、大事なことだと思いました。(岩手県・おたまさん)

●「スーツの簡単お手入れ法」ありがとうございました。よくスーツを着るので、キレイに長く着れそうです。

(秋田県・クオーターさん)

知るぽるとクイズ

以下のヒントをもとに故事ことわざなどを考えてみてください。一番最初の文字をつなげると、本誌に登場した印象的な言葉が浮き上がってきますよ。さて何でしょうか?

ヒント

- A.自分を褒めてあげたい
- B.すごい勢いの働き
- C.お腹をかかえて大笑いする様子
- D.とても仲が悪いです

A.		ジ	サ	ン
B.		フ	ン	ジ
	ン			
C.			ゼ	ツ
D.			ナ	力
	ン			

※答えは次号掲載

前号の答え

アイスランド

二年に渡った梶井厚志先生の「連載エッセイ」では、「身近な経済学」を知るきっかけになったのではないかでしょうか。新連載もぜひお楽しみください。

おたより募集中

「暮らし塾 きんゆう塾」では、皆さまからのおたよりを募集します。クイズにお答えいただいた上で、下記宛先までお送りください。平成23年8月31日までにご意見をくださった方の中から、抽選で10名の方に、「日めくりカレンダー」をプレゼントいたします。また、おたよりを本誌に掲載させていただいた方には、「知るぽると特製ボールペン*＆メモ帳」をプレゼントいたします。

*使い終わった紙幣の裁断片が入っています。

記入していただきたいこと

- ①本号で面白かった記事
- ②本号で「もう一工夫ほしい」と思った記事
- ③今後、取り上げてほしいと思つテーマ
- ④一言で感想
- ⑤この広報誌を知ったきっかけ
- ⑥知るぽるとクイズの答(左記参照)
- ⑦ご住所・お名前・電話番号
- ⑧「読者のおたよりコーナー」への掲載希望の有無/掲載するに当たり、本名ではなくペニームをご希望の場合はペニーム

※いただいた個人情報は、プレゼントの発送、誌面への掲載についてのご連絡についてのみ、使用させていただきます。

宛先

郵送 : 〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行情報サービス局内

金融広報中央委員会「暮らし塾 きんゆう塾」担当宛

メール : info@saveinfo.or.jp

FAX : 03-3510-1373

金融広報中央委員会「暮らし塾 きんゆう塾」担当宛

都道府県金融広報委員会一覧

委員会名	郵便番号	住所	電話番号
北海道金融広報委員会	〒060-0001	札幌市中央区北1条西6-1-1	011(241)5314
青森県金融広報委員会	〒030-8570	青森市長島1-1-1	017(734)9209
岩手県金融広報委員会	〒020-0021	盛岡市中央通1-2-3	019(624)3622
宮城県金融広報委員会	〒980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022(211)2523
秋田県金融広報委員会	〒010-0921	秋田市大町2-3-35	018(824)7814
山形県金融広報委員会	〒990-8570	山形市松波2-8-1	023(630)3237
福島県金融広報委員会	〒960-8614	福島市本町6-24	024(521)6355
茨城県金融広報委員会	〒310-8639	水戸市南町2-5-5	029(224)2734
栃木県金融広報委員会	〒320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028(623)2151
群馬県金融広報委員会	〒371-8570	前橋市大手町1-1-1	027(226)2273
埼玉県金融広報委員会	〒333-0844	川口市上青木3-12-18 SKIPシティ A1街区2F	048(261)0995
千葉県金融広報委員会	〒260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043(225)7141
東京都金融広報委員会	〒103-8660	中央区日本橋本石町2-1-1	03(3277)3788
神奈川県金融広報委員会	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	050(7506)1128
山梨県金融広報委員会	〒400-0032	甲府市中央1-11-31	055(227)2419
長野県金融広報委員会	〒380-0936	長野市岡田178-8	026(227)1296
新潟県金融広報委員会	〒951-8622	新潟市中央区寄居町344	025(223)8414
富山県金融広報委員会	〒930-0046	富山市堤町通り1-2-26	076(424)4471
石川県金融広報委員会	〒920-8678	金沢市香林坊2-3-28	076(223)9519
福井県金融広報委員会	〒910-8532	福井市順化1-1-1	0776(22)4495
岐阜県金融広報委員会	〒500-8570	岐阜市薮田南2-1-1	058(213)9257
静岡県金融広報委員会	〒420-8720	静岡市葵区金座町26-1	054(273)4112
愛知県金融広報委員会	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052(954)6166
三重県金融広報委員会	〒514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階	059(246)9002
滋賀県金融広報委員会	〒520-8577	大津市京町4-1-1	077(528)3412
京都府金融広報委員会	〒604-0924	京都市中京区河原町通二条下ル 一之船入町535	075(212)5193
大阪府金融広報委員会	〒530-8660	大阪市北区中之島2-1-45	06(6206)7748
兵庫県金融広報委員会	〒650-0034	神戸市中央区京町81	078(334)1129
奈良県金融広報委員会	〒630-8213	奈良市登大路町10-1	0742(27)5454
和歌山県金融広報委員会	〒640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛8階	073(426)0298
鳥取県金融広報委員会	〒680-8570	鳥取市東町1-271	0857(26)7160
島根県金融広報委員会	〒690-8553	松江市母衣町55-3	0852(32)1509
岡山県金融広報委員会	〒700-8707	岡山市北区丸の内1-6-1	086(227)5128
広島県金融広報委員会	〒730-0011	広島市中区基町8-17	082(227)4268
山口県金融広報委員会	〒753-8501	山口市滝町1-1	083(933)2608
徳島県金融広報委員会	〒770-8570	徳島市万代町1-1	088(621)2258
香川県金融広報委員会	〒760-0023	高松市寿町2-1-6	087(825)1104
愛媛県金融広報委員会	〒790-0003	松山市三番町4-10-2	089(933)6308
高知県金融広報委員会	〒780-0870	高知市本町3-3-43	088(822)0114
福岡県金融広報委員会	〒810-0001	福岡市中央区天神4-2-1	092(725)5518
佐賀県金融広報委員会	〒840-0815	佐賀市天神三丁目2-11 アバンセ3階	0952(25)7059
長崎県金融広報委員会	〒850-8645	長崎市炉粕町32	095(820)6112
熊本県金融広報委員会	〒862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096(383)2323
大分県金融広報委員会	〒870-0023	大分市長浜町2-13-20	097(533)9116
宮崎県金融広報委員会	〒880-0805	宮崎市橋通東4-3-5	0985(23)6241
鹿児島県金融広報委員会	〒890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2544
沖縄県金融広報委員会	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098(866)2187

くらし塾
きんゆう塾

平成23年7月発行

- 編集・発行
金融広報中央委員会
- 編集協力
廣告社株式会社
- ◎金融広報中央委員会 禁無断転載

編集後記

東日本大震災により被害を受けられた皆さんに心よりお見舞い申し上げます。今号は、震災対応について各団体が発信している情報を紹介したほか、「くらしの金融知識」で地震保険を取り上げました。あらためて被災地の復興をお祈り申し上げます。取り上げてほしいテーマなどのご意見もお待ちしています。(編集部一同)

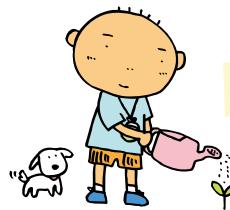
*本誌は全国の金融広報委員会等でお配りしています。個人の方の定期購読はお取り扱いしておりませんのでご了承ください。

*なお、既刊号全号をPDFファイル形式で「知るばると」ホームページ上に掲載していますのでご利用ください。

<http://www.shiruporuto.jp/about/kurashijuku/>

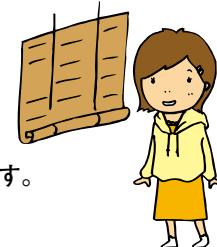
しっかり節電。でも快適に過ごそう。

暑い夏、少しでも涼しく過ごす方法をご紹介



打ち水で外気温を下げる

家の外壁や室外機のまわりに打ち水をしましょう。
水分が蒸発する時に熱を奪うので外気温が低下します。



すだれで太陽熱をさえぎる

窓の外にすだれをかけることで、
太陽の熱を遮り、室温が上がるのを抑えます。



保冷剤でひんやり

体のポイントを保冷剤等で冷やすことで
冷房に頼りすぎず涼しくなりましょう。

ミントティーで涼しく

暑い国で飲まれるミントティーは爽快な香りに
加えて体温を下げる効果があります。



風鈴の音色で涼を感じる

窓辺に吊るすと軽やかな音色で
暑さも和らぎます。



寒色系の色を取り入れよう

ブルーやグリーンなど寒色系の色を
インテリアに使うと涼しい気分になります。

震災の影響で電力不足が予想されるなか、今年の夏も暑くなりそうです。
節電しながら、快適に過ごすために工夫してみましょう。

*エアコンの控え過ぎによる熱中症などに気をつけて、無理のない範囲で節電しましょう。

節電に関する情報は

政府節電ポータルサイト

節電.go.jp

検索